

八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱

〔平成24年7月4日〕
要綱第17号

改正 平成24年12月12日要綱第21号

平成29年 5月22日要綱第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡浜市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「市工事」という。）の競争入札における公正な競争と市工事の品質を確保するため、市工事の競争入札において繰り返し低価格の入札を行う者に対して、市工事の競争入札から排除するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の規定は、市工事又は八幡浜市が依頼を受け競争入札を行う八幡浜地区施設事務組合が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事において、八幡浜市低入札価格調査制度運用要領（平成23年3月25日制定）第2に規定する調査基準価格又は八幡浜市契約規則（平成17年規則第45号）第17条に規定する最低制限価格を下回る価格の入札（以下「低入札」という。）を行った者（以下「低入札者」という。）に対し（開札後に無効となった者を含む）、市工事の競争入札において適用する。

(注意喚起)

第3条 市長は、低入札の再発を防止するため、低入札者に対して、様式第1号により注意喚起を行うものとする。

(排除措置)

第4条 市長は、低入札者（特定共同企業体である場合を除く。）が当該低入札を行った日以前の6ヶ月間に当該低入札を含めて累積して2回以上低入札を行ったときは、当該低入札者に対し、当該低入札を行った日の翌日から起算して3ヶ月間（以下「排除期間」という。）、市工事の競争入札に参加させないようにする措置（以下「排除措置」という。）をとるものとし、その旨を様式第2号により通知する。

- 2 特定共同企業体の構成員のうちいずれかの者が排除措置を受けているときは、当該特定共同企業体はその排除措置を受けているものとみなす。
- 3 排除期間が経過した後は、その排除措置に係る回数の算定対象となった低入札を、累積回数に含めないものとする。

(その他)

第5条 一般競争入札においては、排除措置を受けている者が市工事の競争入札に参加できないことを公告しなければならない。

- 2 排除措置を受けている者及びその排除期間は、建設工事排除措置対象者一覧表（様式第3号）により公表する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第21号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年要綱第22号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

低価格入札に係る注意喚起について

年 月 日に開札を行った下記案件について、貴社の入札は調査基準価格（最低制限価格）を下回りましたのでお知らせします。

なお、市発注の建設工事の競争入札において 2 回以上低価格での入札が行われた場合は、八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱に基づき、市発注の建設工事の競争入札について、入札制限が行われますので注意してください。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 予定価格（税抜き）
- 4 調査基準価格（最低制限価格）（税抜き）
- 5 入札金額（税抜き）

様式第 2 号

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

競争入札への入札参加制限について

この度、貴社については、八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱第 4 条の排除措置対象者に該当したため、下記期間において市が発注する建設工事の競争入札に参加できませんのでお知らせします。

記

排除期間 年 月 日 ～ 年 月 日

